（特定変更記録事務責任者）

第四十九条の二十三　特定変更記録事務代行者は、事業場ごとに、自動車検査証の変更記録に関する事項を処理させるため、特定変更記録事務責任者を選任しなければならない。

（通知を受けて講ずる措置）

第四十九条の二十四　第四十九条の十八の規定による通知があつた場合には、特定変更記録事務代行者は、変更があつた自動車検査証記録事項、変更記録に係る自動車登録番号その他の自動車検査証の変更記録を行うために必要な事項を自動車検査証に記録しなければならない。

（自動車登録番号の確認）

第四十九条の二十五　特定変更記録事務代行者は、前条の措置を執る場合において自動車検査証に記載された自動車登録番号が第四十九条の十八の規定により通知を受けた自動車登録番号と同一であることを確認した後でなければ、特定変更記録事務をしてはならない。

（事業場の位置の変更の承認）

第四十九条の二十六　特定変更記録事務代行者は、事業場の位置を変更しようとするときは、あらかじめ、運輸監理部長又は運輸支局長（法七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）の承認を受けなければならない。

（氏名又は名称等の変更の届出）

第四十九条の二十七　特定変更記録事務代行者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を運輸監理部長又は運輸支局長（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　事業場の名称

三　特定変更記録事務責任者の氏名

（委託業務廃止の届出）

第四十九条の二十八　特定変更記録事務代行者は、特定変更記録事務の業務をやめようとするときは、あらかじめ、運輸監理部長又は運輸支局長（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）に届け出なければならない。

（委託の解除）

第四十九条の二十九　運輸監理部長又は運輸支局長（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）は、特定変更記録事務代行者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、特定変更記録事務の委託を解除することができる。

一　第四十九条の二十一各号の要件を備えなくなつたとき。

二　法又はこの省令の規定に違反したとき。

第二節　改善措置の勧告等

（制限又は緩和の記録）

第五十三条　前条第一項各号に掲げる処分（第二号、第四号（第二号の指示の取消しに限る。）及び第五号に掲げる処分を除く。）は、当該自動車検査証にその旨を記録することにより行う。

別表第二（第三十五条の六関係）

（表　略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第二節　改善措置の勧告等

（制限又は緩和の記載）

第五十三条　前条第一項各号に掲げる処分（第二号、第四号（第二号の指示の取消しに限る。）及び第五号に掲げる処分を除く。）は、当該自動車検査証にその旨を記載することにより行う。

別表第二（第三十五条の四関係）

（表　略）